

令和 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

(令和元年分以降用)

		診療科目	住所	××市〇〇町2丁目		整理番号	
		診療回数	診療日数	決定数	収入金額	氏名	
社会保険診療報酬	① 専ら受ける社会保険診療報酬支払基金	一般社会保険		1,333,520		2. 自由診療割合の計算 この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。 自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。 (1) 診療実日数による割合 $\frac{\text{自由診療実日数(㉗)}}{\text{総診療実日数(㉖+㉗)}} \times 100 = \text{㉘} \%$ (2) 収入による割合 $\frac{\text{自由診療収入(㉙)}}{\text{総診療収入(㉚+㉙+㉛)}} \times 100 = \text{㉜} \%$	
		生活保護法		37,300			
		精神保健福祉法					
		小計		1,370,820			
	② 国民健康保険	国民健康保険法		1,519,354			
		高齢者医療確保法		1,002,012			
		小計		2,521,366			
	③ 食生活関連						
		小計					
	④ その他						
小計							
⑤ 計			③	④	①		
					38,921,860		
						消費税非課税	
自由診療の収入等	一般の自由診療				8,620,260	消費税課税	
	労働者災害補償保険診療						
	公務健康被害補償診療						
	自動車損害賠償責任保険診療						
	高齢者医療確保法						
	⑥ 計		⑧	⑦		8,620,260	
⑦ 収入							

注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は①、②、③、④の合計が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
 なお、7,000万円の判定については、①+②+③の合計額で行うことになります。